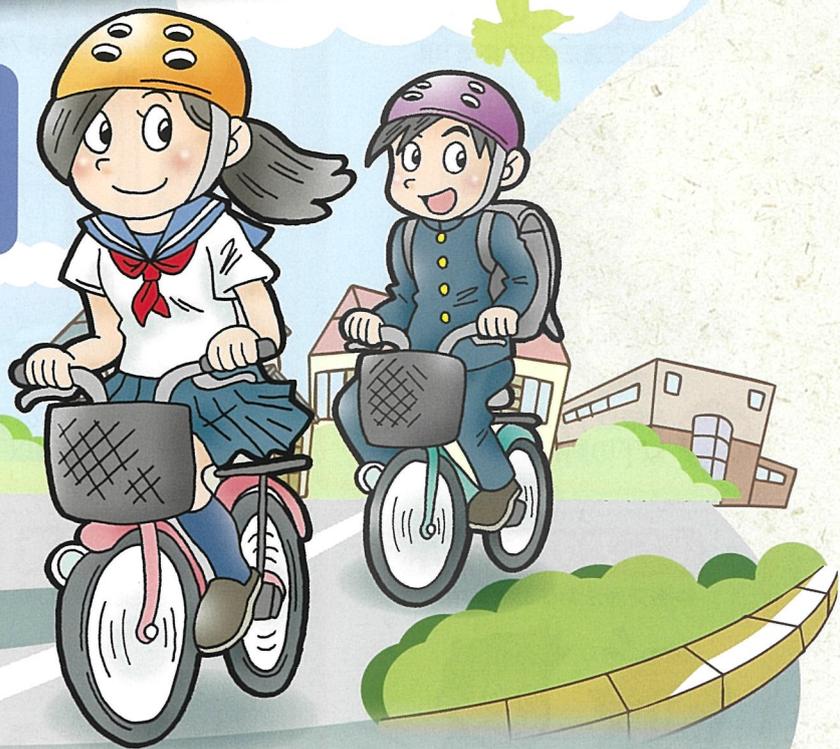
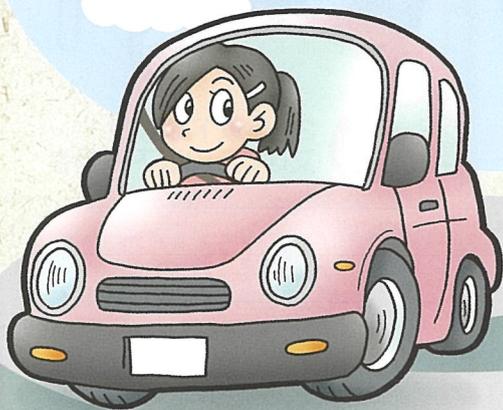


自転車に乗るときは、ヘルメットの着用を!

自転車乗用中の死亡事故のうち、頭部が致命傷となった事故は約6割もあり、また、ヘルメット非着用の場合は、着用時に比べて約3倍も致死率が高くなります。



損害賠償責任保険等に加入しましょう!



自転車と歩行者の事故により、歩行者が死亡し又は重傷となった事故のうち、損害賠償責任保険等の加入が確認された自転車運転者は約60%にとどまっています。

交通ルールを遵守して事故を起こさないようにするのはもちろんですが、それでもあなたやあなたの家族が交通事故を起こしてしまう可能性はあります。

自転車による交通事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償責任が生じるおそれがありますので、生じた損害を賠償するための保険等に加入するようにしましょう。

裁判例 東京地裁(平成20年6月)

自転車運転中の男子高校生が車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた24歳会社員男性と衝突し、会社員は言語機能の喪失等重大な障がいが残った。

【損害賠償額】 約9,200万円

裁判例 神戸地裁(平成25年7月)

坂道を下ってきた小学5年の少年の自転車が歩行中の62歳女性と衝突し、歩行者の女性が意識不明となった。

【損害賠償額】

約9,500万円



自転車に適用される**主な道路交通法**

違反内容

飲酒運転の禁止

道路交通法第65条第1項

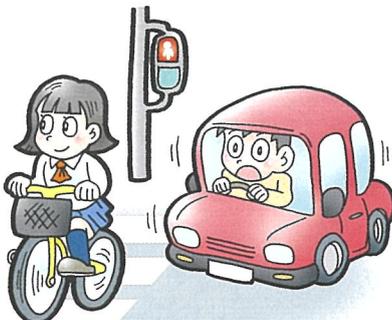


罰則

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金【酒酔い】

信号無視

道路交通法第7条



罰則

3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

指定場所一時不停止

道路交通法第43条



罰則

3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

歩行者の通行妨害

道路交通法第63条の4第2項

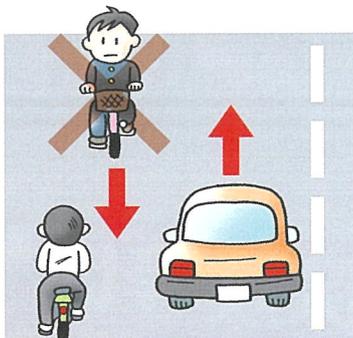


罰則

2万円以下の罰金又は科料

右側通行

道路交通法第17条第4項



罰則

3ヵ月以下の懲役又は5万円以下の罰金

無灯火

道路交通法第52条第1項前段



罰則

5万円以下の罰金

傘さし運転

【携帯電話による片手運転等】

道路交通法第71条第6号



罰則

5万円以下の罰金

制動装置不良

道路交通法第63条の9第1項



罰則

5万円以下の罰金

二人乗り

道路交通法第57条第2項



罰則

2万円以下の罰金又は科料

妨害運転 【逆走・幅寄せ・進路変更・不必要な急ブレーキ・ベルを執拗に鳴らす等】

著しい交通の危険

道路交通法第117条の2第6号

罰則

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

交通の危険

道路交通法第117条の2の2第11号

罰則

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金